

子どものしつけってどうやればいいの？

子どもの虐待に関する相談件数は年々増え続けています。虐待はいけないものと分かっていても、どこまでが「しつけ」で、どうなると「虐待」になってしまうのでしょうか。

子どものしつけ方を知るために、まずは「しつけ」と「虐待」の違いについて見ていきましょう。

○しつけ

しつけとは、子どもがきちんとした生活習慣や社会のルール、良好なコミュニケーション力を身につけられるよう働きかけ、子どもの成長をサポートする行為を言います。

○虐待

虐待とは、理由を問わず身体的な暴力や言葉による威圧によって子どもを傷つける行為です。また、食事を与えないなどの行為も虐待となります。

つまり、「しつけ」のためであっても、子どもに暴力を振るったり、暴言を吐くなど子どもが傷つくような行為は虐待になります。

では、子どもはどうやってしつけたら良いのでしょうか。しつけのポイントを見ていきましょう。

○しつけのポイント

1. 上手にできたらほめる

叱ったあとでも上手にできたときには「○○できてえらかったね。」などと、何が良かったのかを具体的に示しながらほめてあげましょう。ほめることも立派な「しつけ」です。

2. 問題解決のヒントをあげる

子どもが失敗したことを注意するだけでは、子どもは何がいけなかったのか分かりません。「○○してはダメ!」としかるだけでなく、「○○したからこうなった」と具体的に説明をして、「今度からこうしたら?」と問題解決のヒントを与えましょう。

3. できるまで待つ

大人には簡単なことであっても、子どもには時間のかかることもあります。ときには、子どもができるまで待つという大人の姿勢が大切です。

子どもが危険な行為をしたり、他人を傷つけるようなことをしたときは、しっかり言い聞かせなくてはなりません。

しかし、子どもがちゃんと理解して、同じ過ちを繰り返さないためには、やみくもに怒ってはいけません。

社会の一員となるためのルールやマナーを身につけさせるために、心がけておきたいことがあります。

○しつけで心がけたいこと(しつけとはいえない対応)

1. 暴力は絶対にダメ

叩いていうことを聞かせようとすると、体罰はしだいにエスカレートしてしまいます。

2. 傷つける言葉を使わない

「ダメな子ね」「あんたなんか嫌い」など、思わず言ってしまった言葉で子どもの心は深く傷つきます。

3. 他の子どもと比較しない

「○○ちゃん是可以るのに…」などと他の子と比べられることは、子どものやる気を奪います。

4. 過去のことを蒸し返さない

「あの時もそうだったでしょ」と過去の失敗を持ち出すと、子どもの自尊心を傷つけます。

5. ダラダラと叱らない

叱る時は、できるだけ短くキツパリと。くどくど同じことを繰り返すのは逆効果です。

6. 自信のない曖昧な態度をとらない

日頃からまっすぐに子どもと向き合うことで、親子の信頼関係が築かれます。

○子育てに悩んだら、町に相談しましょう。

町には、子育て相談窓口や子育てを応援する行政サービスがあります。

子育てに悩んだら、それが些細なことであっても一人で悩みを抱え込まず、町に相談してください。

上三川町は子育てを頑張る皆さんの味方です。

▶問い合わせ先＝

<子育てに関する相談・子どもの虐待に関する相談窓口>

子ども家庭課 相談支援係 ☎69137

<虐待かも・・・と思ったら>

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いちばやく)

<子どもの健康・発達に関する相談窓口>

子育て世代包括支援センター『しらビヨ』(子ども家庭課母子健康係内) ☎69132

マイナンバーカード(個人番号カード)の 休日交付と休日申請サポートのお知らせ

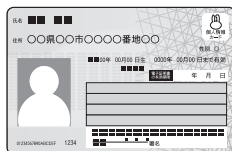
▶日時＝8月23日(日)

午前8時30分から正午まで住民課にて実施いたします。

9月以降の日程については、確定次第広報等でお知らせします。

▶実施内容＝マイナンバーカード(個人番号カード)の交付及び申請サポート
必要なもの、詳細については下記までお問い合わせください。

※マイキーIDの設定および、マイナポイントの手続きは行いませんのでご了承ください。



▶問い合わせ先＝住民課 総合窓口係 ☎69125

特別定額給付金の申請はお済みですか？

特別定額給付金(10万円一律給付)の申請期限は、8月20日(木)消印有効(窓口へ直接持参の場合は、8月20日(木)午後5時15分まで)となっています。申請がまだお済みでない方は、お早めにご手続きをお願いします。

申請期限を過ぎた場合は受給を辞退したものとみなされ、給付金を受給することができませんので、ご注意ください。また、申請書がお手元に届いていない方は、総務課へお問い合わせください。

▶申請期限＝8月20日(木)

▶必要書類等＝特別定額給付金申請書、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)の写し、
振込口座確認書類(通帳、キャッシュカード)の写し

▶問い合わせ先＝総務課 特別定額給付金担当 ☎69126